

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ信頼性の高い経営の実現と経営効率の向上を目指し、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保いたします。
- (2) 株主・投資家、消費者・顧客、取引先、従業員、地域社会など、幅広いステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働いたします。
- (3) 会社情報を適時・適切に開示し、透明性を確保いたします。
- (4) 取締役、監査役及び執行役員は、受託者責任を認識し、求められる役割・責務を実効的に果たします。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行います。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「オルガノ コーポレートガバナンス・ガイドライン」として定め、当社ウェブサイトにて公表しております。

(<https://www.organo.co.jp/company/governance/guidance/>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3 最高経営責任者（CEO）等の後継者計画、4-3-2・4-3-3 CEOの選解任】

当社は、後継者計画の一環として「取締役社長に求められる資質」を規定し、親会社である東ソー株式会社と共有しております。また、2019年度に、当社の指名・報酬委員会と親会社の指名・報酬諮問委員会との間で協議会を設置いたしました。

取締役会は、「取締役社長に求められる資質」の改正の審議を通じて、後継者計画に関して関与してまいります。「取締役社長に求められる資質」については、指名・報酬委員会で検討を行いその意見を得た上で、取締役会の決議により改正を決定いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、顧客、取引先等との中長期的な連携強化、取引拡大、シナジー創出等、当社の企業価値の向上に資すると判断する場合を除き、当該企業の株式を取得・保有しないことを基本方針としております。

毎年取締役会において、個別の政策保有株式について、保有に伴うコストを踏まえた上で、ベネフィットとリスクを総合的に評価し、中長期的な観点から保有の合理性を検証いたします。検証の結果、保有の合理性が認められないと取締役会が判断した場合には、原則当該株式を売却・譲渡するなど縮減を進めてまいります。

具体的には、以下の評価項目を基に評価を実施し、売却・譲渡の判断を行っております。

- ・過去1年間の法令違反、会計不正等の不祥事の有無
- ・過去3期分の業績、株価、配当金、当社との取引状況の動向
- ・担当部門からの保有に対する意見

当社との取引状況の動向についての評価では、過去3期取引がない、または僅少である場合に売却・譲渡の検証対象とするなど、評価項目ごとに判断基準を設けております。

2020年6月に実施した検証では、非上場株式を含めた20銘柄について、上記の方針に基づき、保有の合理性を総合的に検証いたしました。

その結果、上場株式2銘柄については、取引上の保有意義が薄れたと判断し、売却することいたしました。

その他、18銘柄については保有を継続することいたしました。

なお、2020年3月31日現在の政策保有株式の貸借対照表計上額の合計額は、500百万円、連結総資産に占める割合は1%未満であり、僅少であると考えております。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、政策保有株式の議決権の行使について、当社及び投資先企業双方の中長期的な企業価値向上に資するか否か等の観点から判断を行います。特に上場会社株式については、剰余金処分、役員選任、役員報酬、買収防衛策等重要度が高いと判断する議案について賛否判断基準を定め、当該基準に沿った対応を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人等との競業取引及び利益相反取引については取締役会の承認を要するものとし、取締役と当社との利益相反取引に関する重要な事項については取締役会で報告するものとしております。なお、取締役及びその近親者と当社グループ会社との関連当事者間の取引の有無については、毎年調査を実施し、監視を行っております。

また、当社は、当社と主要株主等との取引については、他の資本関係のない企業との取引と同様、取引の規模、性質、重要性等に応じて所定の決裁・承認を得るものとしております。なお、当社と親会社の東ソー株式会社との間では、同社から水処理薬品の原材料の一部などの仕入れを行うとともに、同社に対して各種水処理装置及び関連薬品を販売するなどの取引を行っておりますが、金額は僅少かつ当社の事業に属する一般的な内容であり、規模、性質に照らして、当社及び株主共同の利益を害するものではないと判断しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、規約型の確定給付企業年金制度を採用しており、年金資産の管理及び運用をスチュワードシップ・コードの受入れを表明している資産管理運用機関に委託しております。当社は、人事部門及び経理部門の部署長等適切な資質を有する人材を構成員とした会議体で、運用結果・経済指標の確認、運用方針改定の要否の検討を定期的に実施するなど、年金資産運用の安全性及び効率性の確保に努めております。

また、年金資産はスチュワードシップ・コードの受入れを表明している複数の資産管理運用機関の合同口により運用されており、年金資産を通じて議決権行使等を指図できないため、当社と受益者との間の利益相反は適切に管理されていると考えております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画等

当社は、当社の企業哲学、存在意義を示す「経営理念」、今後10年間の長期にわたる経営の方向性を見据えた「長期経営ビジョン」を定め、当社ウェブサイトにて公表しております。

(<https://www.organo.co.jp/company/philosophy/>)

当社は、資本政策としては、株主に対する利益還元について、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としうえて、収益の状況を勘案した利益配分に努めることとしております。内部留保資金については、持続的な成長に向けた事業投資及び研究開発投資等に活用いたします。また、経営計画については、3か年の中期経営計画を策定しております。なお、常に3年先を見通した事業運営を継続するため、計画の終了年度を固定せず、毎年更新するローリング方式を採用しております。概要につきましては、決算説明会資料及び株主通信に掲載しております。

当該資料は、当社ウェブサイトにて公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「オルガノ コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)として定め、当社ウェブサイトにて公表しております。

(<https://www.organo.co.jp/company/governance/guidance/>)

(3) 取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

a. 取締役

・基本方針

取締役のうち、業務執行取締役の報酬制度については、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を目的として、経営方針及び経営目標に合致した業務執行を促し、短期及び中長期の経営目標達成への強いインセンティブとなる報酬体系・報酬水準としております。

・報酬体系

業務執行取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬は短期の業績連動報酬(金銭)及び中長期の業績連動報酬(株式)から構成されております。短期の業績連動報酬は、各事業年度の連結営業利益に基づき決定されます。中長期の業績連動報酬は連結ROE(自己資本当期純利益率)に応じて決定され、当社の株式は毎年一定の時期に交付されます。なお、業績連動報酬の報酬総額に占める比率は、あらかじめ設定した標準業績達成時に概ね50%～60%程度となるように設計されており、役位が高い取締役ほどこの比率が高くなっております。

また、社外取締役を含む非業務執行取締役の報酬は、その職務に鑑み固定報酬のみとしております。

・手続

報酬等の決定に係るプロセスの客観性及び透明性を確保し、適切な報酬額を設定することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

当社の取締役の報酬額及びその算定方法は、同委員会の意見を得た上で、株主総会の決議により決定した報酬枠の範囲内で、取締役会の決議により決定いたします。

指名・報酬委員会は、役員報酬の総額、個別の役員報酬額の確認及び役員報酬体系に関する事項等について検討を行い、取締役会へ答申します。役員の報酬のうち、業績連動報酬については、あらかじめ定めた方法に従って支給額及び支給株式数が一義的に決定されます。

第75期における指名・報酬委員会の活動は、第75期の役員報酬の総額及び個別の役員報酬額のほか、短期業績連動報酬における指標と報酬水準の適正性等について審議し、その結果の概要を取締役に答申しております。取締役会は指名・報酬委員会から答申を受けた事項に関し、議論及び決議を行っております。なお、第75期は指名・報酬委員会を10回開催しております。

b. 監査役

監査役の報酬は、それぞれの職位に応じた定額報酬としております。報酬額については、株主総会の決議により決定した報酬枠の範囲内で監査役の協議により決定しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の解任を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者は、人格、見識、能力、経験、倫理観等取締役に求められる資質及び業績等の評価を基に、指名・報酬委員会で検討を行いその意見を得た上で、取締役会で決定いたします。なお、独立社外取締役候補者につきましては、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たす者とします。

監査役候補者は、人格、見識、能力、経験、倫理観等監査役に求められる資質等の評価を基に、取締役社長が人事案を作成し、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定いたします。

取締役について、業績低迷の一定期間の継続、重大な不祥事の発生等、当社が定める解職検討基準に該当する場合は、取締役の解職の要否について検討いたします。具体的には、親会社と協議を行い、外部環境要因等を考慮の上解職が相当と認められる際は、取締役会で代表取締役、役付取締役その他役位の解職及び取締役の再任候補者として指名しないことを決定いたします。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明につきましては、株主総会招集通知、独立役員届出書、本報告書【取締役関係】及び【監査役関係】に記載いたします。株主総会招集通知は、当社ウェブサイトにて公表しております。

(<https://www.organo.co.jp/ir/meeting/>)

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、取締役会規則及び取締役会運営細則の規定に基づき、中期経営計画及び単年度の利益計画の策定、一定金額以上の投資等、重要な業務執行の意思決定を行います。取締役会で決定すべき事項以外の業務執行の決定については、経営会議規則及び稟議規程において、各事項の規模、性質、重要性等に応じて、経営会議、取締役社長、担当取締役等への委任の範囲を定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、上場子会社として、取締役会に占める独立社外取締役の比率は3分の1以上とすることが必要と考え、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会において、引き続き独立社外取締役を3名選任し、取締役総数を9名とすることで、その比率を3分の1といたしました。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外役員が次のいずれかに該当する場合、独立性の要件を満たしていないと判断いたします。

(1) 現在又は過去10年間に於いて当社又は当社の子会社の業務執行者に該当する者

- (2) 現在又は過去10年間に於いて当社又は当社の子会社の非業務執行取締役又は会計参与に該当する者(社外監査役の場合に限る)
- (3) 現在又は過去10年間に於いて当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役に該当する者
- (4) 現在又は過去10年間に於いて当社の親会社の監査役に該当する者(社外監査役の場合に限る)
- (5) 現在又は過去10年間に於いて当社の兄弟会社の業務執行者に該当する者
- (6) 現在又は最近1年間に於いて当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者に該当する者
- (7) 現在又は最近1年間に於いて当社の主要な取引先又はその業務執行者に該当する者
- (8) 現在又は最近1年間に於いて当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家に該当する者
- (9) 現在、当社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)に該当する者
- (10) 現在、社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者に該当する者
- (11) 現在、当社が多額の寄付を行っている先の業務執行者である者
- (12) 配偶者又は二親等以内の親族が上記(1)から(8)までのいずれか(重要な者に限る)に該当する者

〔補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方〕

当社の取締役会の人数は3名以上10名以下とし、そのうち少なくとも2名は独立社外取締役にすることを原則としております。また、当社は、取締役会の審議が多面的かつ実効的に行われるためには、取締役会の多様性を確保することが有用であると考えており、多様な知識・経験・能力を有する者をバランスよく選任することとしております。現在、当社の取締役会は、独立社外取締役3名を含む9名で構成されており、各取締役はそれぞれ、経営全般、経営管理、営業、研究開発、技術、産業政策等の分野の知識・経験・能力を有しており、取締役会全体として、バランス・多様性が保たれており、規模についても適正であると考えております。

〔補充原則4-11-2 取締役の兼任状況〕

当社の社外役員は、原則として当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役又は監査役を兼任しないものとしております。取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、本報告書〔取締役関係〕及び〔監査役関係〕に記載いたします。株主総会招集通知は、当社ウェブサイトにて公表しております。
(<https://www.organo.co.jp/ir/meeting/>)
現在、当社の社外役員は、当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役又は監査役を兼任していません。

〔補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価〕

取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。2020年度に実施した取締役会全体の実効性に関する分析・評価についての概要は以下のとおりです。

(1) 取締役会全体の実効性に関する分析・評価の方法

以下の要領でのアンケートを実施し、その結果を参考に取締役会において、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、今後に向けた取組みについて議論いたしました。

- ・実施対象：当社取締役全員(10名)、当社監査役全員(3名)計13名
- ・対象期間：2019年度(2019年4月～2020年3月)
- ・実施時期：2020年4月
- ・実施方式：記名式アンケート
- ・質問内容(大項目)：「取締役会の実効性」、「取締役会の構成」、「取締役会の運営状況」、「非業務執行取締役及び監査役に対する支援体制」、「投資家・株主との関係・対話」

(2) 取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果の概要

取締役は必要な能力を備えており、取締役会の規模、開催頻度、議題、資料の配布時期等は適切であること、取締役会は、目指すべき方向性や成長戦略を示し、その実行の促進・修正等に適宜対応しており、内部統制システムの整備または修正にも適切に対応していること、議長は、活発な議論がされるよう雰囲気醸成し、議論を適切にコントロールしていること、取締役報酬のインセンティブ機能は適正であり、算定基準・決定プロセスは明確であること、独立社外取締役は求められる役割を適切に果たしていること、非業務執行取締役及び監査役に対する当社経営状況の説明は適切に実施され、非業務執行取締役及び監査役の参加可能な会議体は適正であること、投資家や株主との対話で得られた重要な意見は取締役会において適切に共有されていることなどの点で取締役会全体の実効性が確保されていると確認いたしました。

また、昨年と比較して、投資家・株主の意見が当社経営に反映されていると判断いたしました。

一方で、株主価値の向上に関する議論、上場子会社としてのガバナンス体制、取締役・社長等の育成・選任に係る議論をより充実させること、取締役会の資料、説明事項を改善し審議時間を充分確保すること、非業務執行取締役に対する秘書室の支援及び監査役に対する監査役の職務を補助する従業員の支援をさらに充実させること等の必要があると認識いたしました。

(3) 取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果を踏まえた今後の対応

取締役会は、上記の分析及び結果に基づき主に以下の点でさらなる改善を実施してまいります。

- ・企業価値創出の議論
2019年度より長期経営計画の進捗確認・戦略の修正を行うため長期経営計画推進会議を設置し、2019年10月に実施しました。その内容を取締役会で報告するなど、長期経営ビジョン・長期経営計画目標の達成に向けて、取締役会で継続的にモニタリングを行います。
- ・取締役の選任・後継者計画
2019年度に、当社の指名・報酬委員会と親会社である東ソー株式会社の指名・報酬諮問委員会との間で協議会を設置し、取締役の選任・後継者計画等について議論を行いました。今後も協議を継続するとともに、当社の取締役会において上場子会社としてのガバナンス体制等について、議論を深めてまいります。
- ・取締役会の構成
取締役会のコーポレートガバナンス強化の観点から、取締役会に占める社外取締役の比率を3分の1以上とするため、2020年6月より社内取締役を1名減員し、社外取締役3名を含む取締役9名とすることといたしました。今後、女性・外国人を含めた役員の多様性について、また女性・外国人幹部の育成促進について議論を深めてまいります。
- ・非業務執行取締役及び監査役への支援・取締役会の運営の向上
取締役会の審議事項・説明事項及び資料を見直し、取締役会において経営戦略や企業価値向上等の議論に多くの時間を確保するようにいたします。また、ウェブ会議や資料の電子提供などの環境整備を進め、非業務執行取締役及び監査役に対する秘書室の事前説明の充実を図るなど取締役会の質の向上に努めてまいります。さらに、監査役の職務を補助する従業員の増員を図り、監査役への支援を強化いたします。
- ・投資家・株主との対話の促進
投資家・株主への情報開示の充実の観点から、2019年度より決算短信の英訳を行いました。2020年度に統合報告書の発行を計画しています。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役及び監査役(社外役員を含む)がその役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得が図れるよう、以下の方針に基づきトレーニングの機会を当社の費用負担のもと提供又は斡旋いたします。

(1) 取締役又は監査役が新たに就任する際は、役員としての義務と責任に関する研修を実施又は斡旋するとともに、当社の経営計画、事業概要、内部規程等に関する説明の機会を設けます。

(2) 取締役又は監査役の就任後も、外部講師や社内の担当部門による、法令、経営、コンプライアンス等に関する研修を継続的に実施するとともに、外部機関の研修を斡旋いたします。また、当社の事業等に関する理解を深めることができるよう、必要に応じて事業の説明を行うとともに、事業所視察等の機会を設けます。

(3) 将来の役員候補者となる執行役員につきましては、役員としての義務と責任に関する研修を実施又は斡旋いたします。また、トレーニングの実施状況について、取締役会及び監査役会は、毎年確認を行ってまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社の株主等との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針は、以下のとおりです。

(1) 株主等との対話全般については、経営企画部門担当取締役が統括し、株主等との建設的な対話を促進いたします。

(2) 株主等との対話は、経営企画部門の担当者が窓口となり、合理的な範囲で、取締役社長、経営企画部門担当取締役、事業部門担当取締役又は経営企画部門長等が対応いたします。

(3) 株主等との対話に際しては、経営企画部門が中心となり、経理部門、法務部門及び関連部署と日常的に情報交換を行い、正確で公平な情報提供に努めます。

(4) 株主等との個別面談・電話会議以外に、半期毎に投資家向け決算説明会を実施するとともに、証券会社主催の投資家向けカンファレンスの活用や、ウェブサイト、株主総会招集通知、株主通信及び決算説明会資料等を通じた情報提供の充実を図ります。

(5) 投資家向け説明会での評価・コメント及び株主との対話を通じて得られた意見のうち重要なものは、取締役会で報告を行います。

(6) インサイダー取引防止規程及びディスクロージャー・ポリシーに従い、情報保護・管理を徹底し、公平な情報開示に努めます。

(7) 株主等との対話の実効性を確保するため、必要に応じて実質株主の把握を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東ソー株式会社	4,875,400	42.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	538,200	4.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	514,300	4.47
株式会社みずほ銀行	200,092	1.74
みずほ信託銀行株式会社	155,000	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	145,900	1.27
GOVERNMENT OF NORWAY	138,274	1.20
ジェービー モルガン チェース バンク 385151	132,362	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	124,800	1.08
ピー・ビー・エイチ ザ アドバイザ - ズ インナ - サ - クル ファンド ツ - コペルニク グロ オ - ル キャップ ファンド	116,900	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	東ソー株式会社 (上場:東京) (コード) 4042

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に関しましては、当社は、同社の企業グループとの取引条件等について他の資本関係のない会社と取引する場合と同様、契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は東ソー株式会社であり、同社が持つ当社の議決権所有割合は42.67% (うち、間接所有割合0.11%) であります。当社は同社の企業グループと関連した事業を営んでおりますが、両社の扱っている製品や取引先の点で明確な棲み分けがなされており、当社は上場会社として事業活動や経営判断において一定の経営の独立性が確保されていると認識しております。

また、同社グループ経営における監督等の観点から、当社は同社からの取締役等を受け入れておりますが、取締役等の選任及び解任等の役員指名並びに報酬等に関する事項については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定されていることから、コーポレートガバナンス体制の実効性も確保できているものと考えております。

なお、同社はハイブリッド経営を標榜する中で、コモディティ事業の収益変動リスクを補填する事業群の育成・強化に取り組んでおり、当社水処理エンジニアリング事業を、同社のハイブリッド経営を強化させる事業ポートフォリオの重要な役割の一つとして位置づけております。また、同社は当社経営に対して上場企業としての独立性を尊重する姿勢を一貫して維持しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
永井 素夫	他の会社の出身者											
照井 恵光	他の会社の出身者											
平井 憲次	その他								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

永井 素夫	○	1977年4月 (株)日本興業銀行入行 2005年4月 (株)みずほコーポレート銀行(現 (株)みずほ銀行)執行役員 2007年4月 同行常務執行役員(2011年4月退任) 2011年4月 みずほ信託銀行(株)副社長執行役員 2011年6月 同社取締役副社長(代表取締役)兼副社長執行役員 2014年4月 同社理事(2014年6月退任) 2014年6月 当社社外監査役、日産自動車(株)社外監査役(常勤) 2015年6月 当社社外取締役、(株)日清製粉グループ本社社外監査役 2019年6月 日産自動車(株)社外取締役、(株)日清製粉グループ本社社外取締役現在にいたる 同氏は、過去当社の取引先かつ株主であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありました(2014年6月退任)。2020年3月末時点での当社の借入金総額に対する同社からの借入金の比率は8.6%程度であり、取引のある他の金融機関と比べて特に突出したものでなく、同社への2020年3月期の業務委託に関する取引額も16百万円であり、僅少であります。株主としての持株比率も1.3%であります。	金融機関に長年在籍され、みずほ信託銀行(株)の取締役副社長として会社経営を担ってこられました。また、他の上場企業の社外取締役として多面的な企業経営の知見を深めておられます。当社社外監査役及び社外取締役就任後はその豊富で多様な知見を活かし、当社経営、特にガバナンス強化に対して有益なご意見やご指導をいただいております。 取締役として求められる高い倫理観、的確な判断力と理解力に加え、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を促進するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
照井 恵光	○	1979年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 2008年7月 同省大臣官房技術総括審議官 2011年1月 同省関東経済産業局長 2012年4月 同省地域経済産業審議官(2013年6月退官) 2013年8月 NPO法人テレメータリング推進協議会理事長 2013年10月 一般財団法人化学物質評価研究機構主席研究員(2016年9月退任) 2014年6月 一般財団法人日本科学技術連盟理事、宇部興産(株)社外取締役 2016年3月 (株)ブリヂストン社外取締役 2016年6月 当社社外取締役、一般財団法人化学物質評価研究機構理事現在にいたる	経済産業省において要職を歴任されるなど、産業政策の立案・実行を推進するとともに、重要な立場からリーダーシップを発揮して組織を運営してこられました。また、化学物質のリスク評価・管理に関する高い学識を有するとともに、他の上場企業の社外取締役として多面的な企業経営の知見を深めておられます。当社社外取締役就任後はその豊富で多様な知見を活かし当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。 取締役として求められる高い倫理観、的確な判断力と理解力に加え、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を促進するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
平井 憲次	○	1981年4月 財団法人相模中央化学研究所(現 公益財団法人相模中央化学研究所)入所 1990年4月 同所主任研究員 1998年4月 同所主席研究員 2002年1月 同所副所長 2004年4月 同所副理事長・所長 2018年12月 同所副理事長(代表理事)・所長 2019年4月 同所副理事長(代表理事)・研究顧問 2019年6月 当社社外取締役現在にいたる 同氏は、公益財団法人相模中央化学研究所の副理事長(代表理事)であります。当社は同所と共同研究を実施しており、2020年3月期の同所への費用支出額は11百万円であります。また、同所に対して寄附を行っておりますが、同期間の支払額は30百万円であり、いずれも僅少であります。	公益財団法人相模中央化学研究所の副理事長・所長として、先端的な機能性物質、生物制御及び環境保全物質の研究並びにバイオテクノロジーの開発に優れた功績を上げる一方、組織の管理運営にも手腕を発揮してこられました。当社社外取締役就任後は、その豊富で多様な知見を活かし当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。 取締役として求められる高い倫理観、的確な判断力と理解力に加え、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を促進するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取 締役

補足説明

指名・報酬委員会は、以下の事項について検討し、取締役会に意見を報告します。

- (1) 当社の取締役の選任及び解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (2) 当社の代表取締役及び役付取締役の選定及び解職に関する事項
- (3) 当社の執行役員及び役付執行役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 当社の取締役及び執行役員の選任及び解任等に係る方針、規程等に関する事項
- (5) 当社の取締役及び執行役員が受ける報酬等に係る方針、規程等に関する事項
- (6) 当社の取締役及び執行役員が受ける報酬等に関する事項
- (7) 前各号に関連する必要事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社監査役は、内部監査部門及び会計監査人から経営全般に亘る事項について報告を受け、相互連携を図り、必要に応じて弁護士等へ相談を行うことで、内部統制システムが実効的に行われる体制を確保しております。
 当社監査役と会計監査人は、定例会合において、会計監査状況の報告や情報交換等を行っております。
 当社監査役と内部監査部門は、定例会合を原則として2ヶ月に1回開催し、内部監査状況の報告や情報交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和田 正夫	公認会計士													
樋口 達	弁護士										○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田 正夫	○	1977年11月 監査法人朝日会計社(現 有限責任 あずさ監査法人)入社 1982年3月 公認会計士登録 2005年7月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)代表社員(2012年6月退任) 2012年7月 和田公認会計士事務所代表 2014年6月 一般財団法人国土計画協会監事 2015年4月 学校法人三室戸学園監事 2015年6月 日新製糖(株)社外監査役 2016年6月 公益財団法人日本手工芸作家連合会監事 2017年6月 当社社外監査役 2019年6月 越谷市土地開発公社監事 2019年10月 和光市都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会委員(公務員特別職) 現在にいたる 同氏は、過去有限責任 あずさ監査法人の業務執行者でありました(2012年6月退任)。同法人は2019年6月に当社の会計監査人に選任されましたが、2020年3月期に係る監査報酬は58百万円であり、同法人の総収入の1%未満であります。	公認会計士として長年企業等の会計監査業務に携わってこられ、財務及び会計に関する高度な知識や経験を有しております。また、他の上場企業等の社外取締役として多面的な企業経営の知見を深めておられます。監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しておりますため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
樋口 達	○	1993年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所(1998年8月退所) 1997年4月 公認会計士登録 2002年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会)、成和共同法律事務所(成和明哲法律事務所)入所 2007年10月 同所パートナー(2018年9月退所) 2016年6月 丸紅建材リース(株)社外取締役(監査等委員) 2018年10月 大手門法律会計事務所代表パートナー 2019年6月 当社社外監査役 2019年10月 アドバンス・レジデンス投資法人執行役員 現在にいたる 当社は過去同氏に法律相談等を行った実績がありますが、2019年3月期の同氏への報酬支払額は10万円未満で僅少であり、2020年3月期の同氏への法律相談等に係る支払はありません。	弁護士及び公認会計士として、財務、会計に関する高度な知識や経験を有しております。また、他の上場企業の監査等委員である社外取締役として多面的な企業経営の知見を深めておられます。監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しておりますため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」【原則3-1 情報開示の充実】の「(3) 取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役及び監査役の報酬は有価証券報告書、事業報告にて開示しております。

1 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

第75期に取締役及び監査役に支払った報酬等の総額及び員数は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額	固定報酬(人数)	短期業績連動報酬【金銭】(人数)	中長期業績連動報酬【株式】(人数)
取締役(社外取締役を除く)	238百万円	99百万円(9名)	81百万円(7名)	56百万円(7名)
監査役(社外監査役を除く)	17百万円	17百万円(1名)	—	—
社外取締役	29百万円	29百万円(3名)	—	—
社外監査役	19百万円	19百万円(3名)	—	—

上記には、2019年6月27日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び社外監査役1名を含んでおります。

取締役(社外取締役を除く)には、業績連動報酬の対象ではない非業務執行取締役2名が含まれております。なお、取締役 鯉江泰行氏は業績連動報酬の対象員数に含めておりますが、2019年6月27日開催の第74回定時株主総会後の取締役会において業務執行取締役から非業務執行取締役に異動したため、異動後は業績連動報酬の対象から外れております。

中長期業績連動【株式】の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額(49百万円)が含まれております。

2 提出会社の役員ごとの連結報酬等への総額等

報酬等の総額が1億円以上である者は存在しないため、記載はしておりません。

3 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与については、記載すべき重要な事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」【原則3-1 情報開示の充実】の「(3) 取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては、2007年6月28日開催の第62回定時株主総会の日をもって廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役にしましては、秘書室を窓口とし、スケジュール調整、必要情報の収集・説明を行っております。

社外監査役にしましては、常勤監査役を窓口とし、スケジュール調整、必要情報の収集・説明を行っております。

なお、監査役会と協議の上、監査役の職務を補助する従業員を設置しております。

情報伝達につきましては、特に緊急性又は機密性の高い案件を除き、当社の取締役会の議題及び議案に関する資料を、取締役会の開催日に十分に先立って取締役及び監査役に配布するとともに、経営会議、月次事業報告会等重要な会議等の議題及び資料についても原則開催日に先立って配布しております。また、必要に応じて、関係部署から事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

当社は、当社代表取締役を退任した者を相談役として委嘱する制度を有しております。
相談役は、経営陣の交代に際しての円滑な引継ぎを目的に、経営者としての経験・知見に基づく助言を行うほか、必要に応じて個別に委嘱された特定の業務に従事いたします。
なお、現在該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 1 取締役会
取締役会は、取締役9名(うち、社外取締役3名)で構成され、原則として毎月1回以上開催し(第75期は全16回)、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに業務執行状況の監督を行っております。
また、取締役会に占める独立社外取締役の比率を3分の1以上とすることにより、経営に対する監督機能の強化を図っております。
なお、監査役3名全員が取締役会に出席し、取締役から報告、事業の説明を聞き、必要に応じて意見を述べるなど、代表取締役以下経営執行部の業務執行状況の監査を行っております。
- 2 監査役・監査役会
当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、監査役3名(うち、社外監査役2名)で構成され、原則として毎月1回開催し(第75期は全15回)、当事業年度の監査方針、各監査役の業務分担、具体的実施事項、スケジュールを定め、取締役の職務執行を監査しております。
監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の意思決定の状況を監査し検証するほか、監査役会において各監査役から監査業務の結果につき報告を受け、協議しております。
また、監査役3名全員が財務・会計に関する適切な知見を有しており、うち1名は法務に関する適切な知見を有しております。
なお、内部監査部門に監査役の職務を補助する従業員を設置しております。
- 3 執行役員制度
執行役員制度を導入し、15名(うち、取締役兼務5名)が選任されております。これにより、取締役の「経営の意思決定及び監督機能」と執行役員の「業務執行機能」を分け、責任の明確化と意思決定の迅速化を実現しております。
- 4 経営会議
経営会議は、業務執行取締役及び役付執行役員で構成され、原則として毎月2回開催し(第75期は全25回)、中長期的な戦略等の立案及び重要な経営課題の審議を行っております。
なお、非業務執行取締役及び監査役は経営会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べるなど、取締役の監督及び監査役の監査の実効性の確保に努めております。
- 5 月次事業報告会
月次事業報告会は、業務執行取締役、執行役員、事業部長等により構成され、原則として毎月1回開催し(第75期は全12回)、経営会議における承認事項の連絡、各事業及び中期経営計画、単年度の利益計画の進捗確認等を行っております。
また、四半期に一度、グループ会社社長、海外部門長、管理部門長、支店長を構成員に含めたグループ連絡会として開催することで、グループ会社を含めた当社グループ全体について同様の進捗確認等を行っております。
なお、非業務執行取締役及び監査役は月次事業報告会に出席することができ、必要に応じて意見を述べるなど、取締役の監督及び監査役の監査の実効性の確保に努めております。
- 6 内部監査部門
内部監査部門であり、代表取締役社長直轄の組織である監査室は、5名で構成され、当社グループ全体を含めた内部監査を実施しております。内部監査規程に基づき内部監査を実施し、業務執行上の課題や問題点の把握を行い、機能向上に向けた提言を行っております。
また、監査役との定例会合を原則として2ヶ月に1回開催し、内部監査状況の報告や情報交換等を行っております。
なお、会計監査人とは必要の都度会合を開催し、内部監査状況の報告や情報交換等を行っております。
- 7 コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、社内委員9名(うち、取締役5名)で構成され、コンプライアンス体制の構築やコンプライアンス教育計画の策定に取り組んでおります。
- 8 指名・報酬委員会
指名・報酬委員会は、取締役及び執行役員の選任及び解任等の役員指名並びに取締役等の報酬等の決定に係るプロセスの客観性及び透明性を確保し、適切な取締役等の指名及び報酬額を設定することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として、設置しております。
指名・報酬委員会の人数は取締役会の決議によって選定された取締役3名以上とし、そのうち2名以上は独立社外取締役とします。現在、当社の指名・報酬委員会は、独立社外取締役3名、社内取締役1名の4名で構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。

9 会計監査人

第75期の会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査は、有限責任 あずさ監査法人が実施しております。業務を執行した公認会計士は、小林雅彦、桑本義孝の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他10名であります。

会計監査人は経営者とのディスカッションや監査役との定例会合において、会計監査状況の報告や情報交換等を行っております。

10 独立役員

社外取締役3名及び社外監査役2名を独立役員に指定しております。

11 責任限定契約

会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役と責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

実務に精通した取締役を主体とした取締役会における業務執行に関する意思決定機能を重視するとともに、業務執行に関する監督機能を強化するために複数の独立取締役を設置しております。さらに、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置することにより、取締役等の指名及び報酬等の決定に関する透明性・客観性を高めております。

また、独任制の監査役が取締役会から独立した立場から監査を実施することにより、経営の監視体制は整備されております。

以上の点から、現企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送するとともに、発送前に当社及び東京証券取引所のウェブサイトにも招集通知を開示することとしています。 しかしながら、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会招集通知については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により決算日程に遅れが生じるおそれがあったため、総会日の16日前に発送し、発送日の2日前に当社及び東京証券取引所のウェブサイトにも開示いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主の議決権行使を促すため、定時株主総会の招集通知の英訳版を作成し、当社及び東京証券取引所のウェブサイトにも開示しています。 当社英語サイト(https://www.organo.co.jp/english/)
その他	定時株主総会終了後に株主説明会を開催しております。代表取締役社長(予定含む。)が事業概要、今後の事業展開等について説明し、質疑応答を行っております。株主説明会資料は、当社ウェブサイトにて公表しております。 (https://www.organo.co.jp/ir/) しかしながら、本年の株主説明会につきましては、新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止の観点から、開催を見送らせていただきました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示に関する方針として「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、当社ウェブサイトにて公表しております。 (https://www.organo.co.jp/ir/disclosure/)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度、決算説明会を開催しております。機関投資家、金融機関等が40名前後参加し、代表取締役社長、経理部門担当取締役が決算概況及び中期経営計画等について説明し、質疑応答を行っております。 しかしながら、2020年3月期決算説明会につきましては、新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止の観点から会場での開催を見送り、当社代表取締役社長による決算説明の動画を当社ウェブサイト上に掲載いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、主要財務データ、決算説明会動画・資料及び補足資料、マスコミ向けプレスリリース、株主通信、株主説明会資料等を開示しております。 主要財務データ、決算説明会資料及び同補足資料については、英訳版を当社ウェブサイト(英語版)に掲載しております。 日本語サイト(https://www.organo.co.jp/ir/) 英語サイト(https://www.organo.co.jp/english/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部CSRグループが担当しております。担当取締役は経営企画部門担当の須田信良であり、IR担当者は2名であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	オルガノグループ役員と従業員が遵守すべき基本的な行動指針として「オルガノグループ企業行動指針」を定めています。本指針において、顧客、取引先、株主、従業員、社会等全てのステークホルダーのパートナー企業としてあり続けることを明示するとともに、各ステークホルダーとの関係の尊重について個々の規定の中で示しております。「オルガノグループ企業行動指針」は、当社ウェブサイトにて公表しております。 (https://www.organo.co.jp/company/ecology/)
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動のみならず、企業の社会的責任を果たすための他の取組みも推進しております。活動状況についてはCSRレポートとしてまとめ、当社ウェブサイトにて公表しております。 (https://www.organo.co.jp/company/society/env_report/)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針についての取締役会決議の内容は以下のとおりです。

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、オルガノグループ企業行動指針、コンプライアンス規程を定め、当社の役員及び従業員にその周知徹底を図る。
 - ・コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス教育計画の策定、コンプライアンス体制の構築等、全社的な取組を行う。
 - ・コンプライアンスの実効性を確保するため、内部通報規程を定め、当社の役員及び従業員が、当社法務部門、監査役または外部の弁護士に対して、組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報または相談を直接行うことができる体制とする。
 - ・当社は、必要に応じて、当社の役員及び従業員に対するコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - ・内部監査部門は、業務執行及びコンプライアンスの活動状況に関して、定期的な監査を実施する。
 - ・当社グループの財務報告を適正に行うため、金融商品取引法に規定する「財務報告に係る内部統制」について、整備統括部門である内部統制部門が中心になって整備運用活動を推進し、評価部門である内部監査部門が独立的な評価を行う。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、文書等情報管理規程、企業情報管理基本規程等の社内規程に従い、取締役の職務執行に関連する文書その他の情報を適切に保存・管理する。
 - ・取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書その他の情報を閲覧できるものとする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、事業活動における各種リスクに対応するため、危機管理基本規程をはじめとする各種規程を定め、リスク管理体制を整備し運用する。
 - ・経常的取引に係る経済的リスクや財務リスク等、日常の事業活動におけるリスクについては、各部門が担当取締役の下で自主的に管理を行う。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役会(原則毎月1回以上開催)において、重要な業務執行に関する意思決定及び業務執行状況の監督を行い、業務執行取締役及び役付執行役員で構成される経営会議(原則毎月2回開催)において、中長期的な戦略等の立案及び重要な経営課題の審議を行うなど、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
 - ・当社は、執行役員制度を導入し、取締役の「経営の意思決定及び監督機能」、執行役員の「業務執行機能」を分け、責任の明確化と意思決定の迅速化を図る。
 - ・事業運営においては、取締役会で承認された中期経営計画、単年度の利益計画に基づいて全社的な目標を設定し、当社業務執行取締役、執行役員、事業部長等により構成される月次事業報告会(原則毎月1回開催、四半期に1回は、グループ会社社長等を構成員に含めたグループ連絡会として開催)において、各部門長に事業の進捗報告を行わせることにより、諸計画の適切な実行を確保する。
- 5 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 当社は、グループ会社管理規程を定め、経営方針・経営計画、人事・機構、経理・財務、監査、天災・事故、その他重要事項について、グループ会社に報告を義務づける。報告は、グループ連絡会(原則四半期に1回開催)等にて行う。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社は、グループ会社の事業運営、リスク管理体制などについて、当社各担当取締役、経営企画部門が、総合的に助言・指導を行う。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役会で承認されたオルガノグループの中期経営計画及び単年度の利益計画に基づいて全社的な目標を設定し、グループ連絡会において、各グループ会社社長に事業の進捗報告を行わせることにより、諸計画の適切な実行を確保する。
 - ・当社は、間接業務の提供・共有化、資金調達・運用の最適化など、グループ会社の業務を効率化する体制を構築する。
- ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、オルガノグループ企業行動指針をグループ会社の役員及び従業員全てが遵守すべき基本的な行動指針として規定し、周知徹底を図る。
 - ・当社は、必要に応じて、グループ会社の役員及び従業員に対してもコンプライアンス研修を行う。
 - ・当社の内部監査部門は、グループ会社の業務執行及びコンプライアンスの活動状況に関して、監査を実施する。
 - ・当社の内部通報制度については、グループ会社の役員及び従業員も利用可能とする。
- ホ その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・連結財務諸表に係る内部統制の観点から、グループ会社における決算・財務報告プロセスの整備・運用については当社内部統制部門及び経理部門が協力する。
 - ・当社は、親会社である東ソー株式会社から事業活動や経営判断において一定の独立性を確保するとともに、同社との定例会議等を通じて適正な連携を図る。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当社は、監査役会と協議の上、内部監査部門に監査役の職務を補助する従業員を設置する。
 - ・当社は、監査役の職務を補助する従業員の人事に関する事項の取扱いについては、監査役会と協議の上、定める。
 - ・監査役の職務を補助する従業員は、監査役から指示された職務については業務執行者の指揮命令を受けないものとし、独立して監査役の職務の補助を行う。
- 7 当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社及びグループ会社の取締役及び従業員並びにグループ会社の監査役は、当社の監査役から報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ・当社及びグループ会社の取締役及び従業員並びにグループ会社の監査役は、当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれ

ある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告を行う。

・監査役は、取締役会、グループ連絡会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社及びグループ会社の取締役及び従業員に説明を求める。

・内部通報制度の窓口である法務部門及び外部の弁護士は、当社及びグループ会社の取締役及び従業員から受け付けた内部通報情報について、内部通報規程に従い当社の監査役に報告を行う。

・当社監査役を内部通報制度の窓口の一つとする。

・当社は、当社の監査役に報告を行った、または内部通報規程に基づき通報を行った当社及びグループ会社の取締役及び従業員が、当該報告、通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役は、経営全般に亘る事項について、監査役との間で定期的な意見交換を行う。

・監査役は、会計監査人、内部監査部門及びグループ会社の監査役からの報告を受け、相互連携を図り、必要に応じて弁護士等への相談を行う。

・監査役の職務の執行に当たり発生する費用については、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況につきましては以下のとおりです。

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

オルガノグループ企業行動指針にて「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と基本方針を定めております。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

オルガノグループ企業行動指針に基づき、反社会的勢力排除に向け、対応統括部署を総務部門とし、責任者を設置しております。また、外部専門機関として弁護士、警察及び地域の企業とも密に連携を取り、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、オルガノグループ全体で情報の共有化を行っております。なお、オルガノグループ全体の担当部門に研修活動等を随時実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

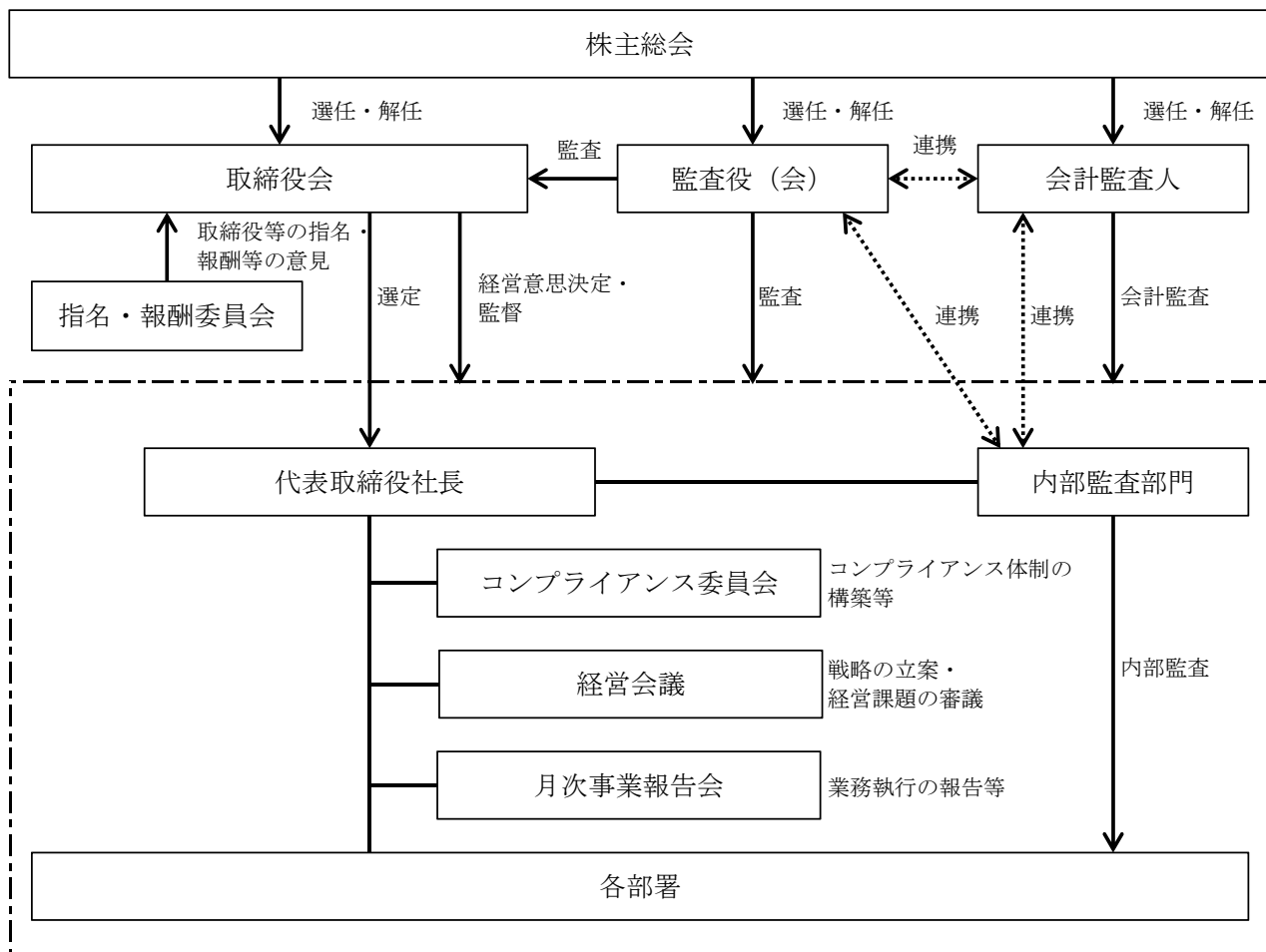
該当項目に関する補足説明

現在導入の予定はありません。

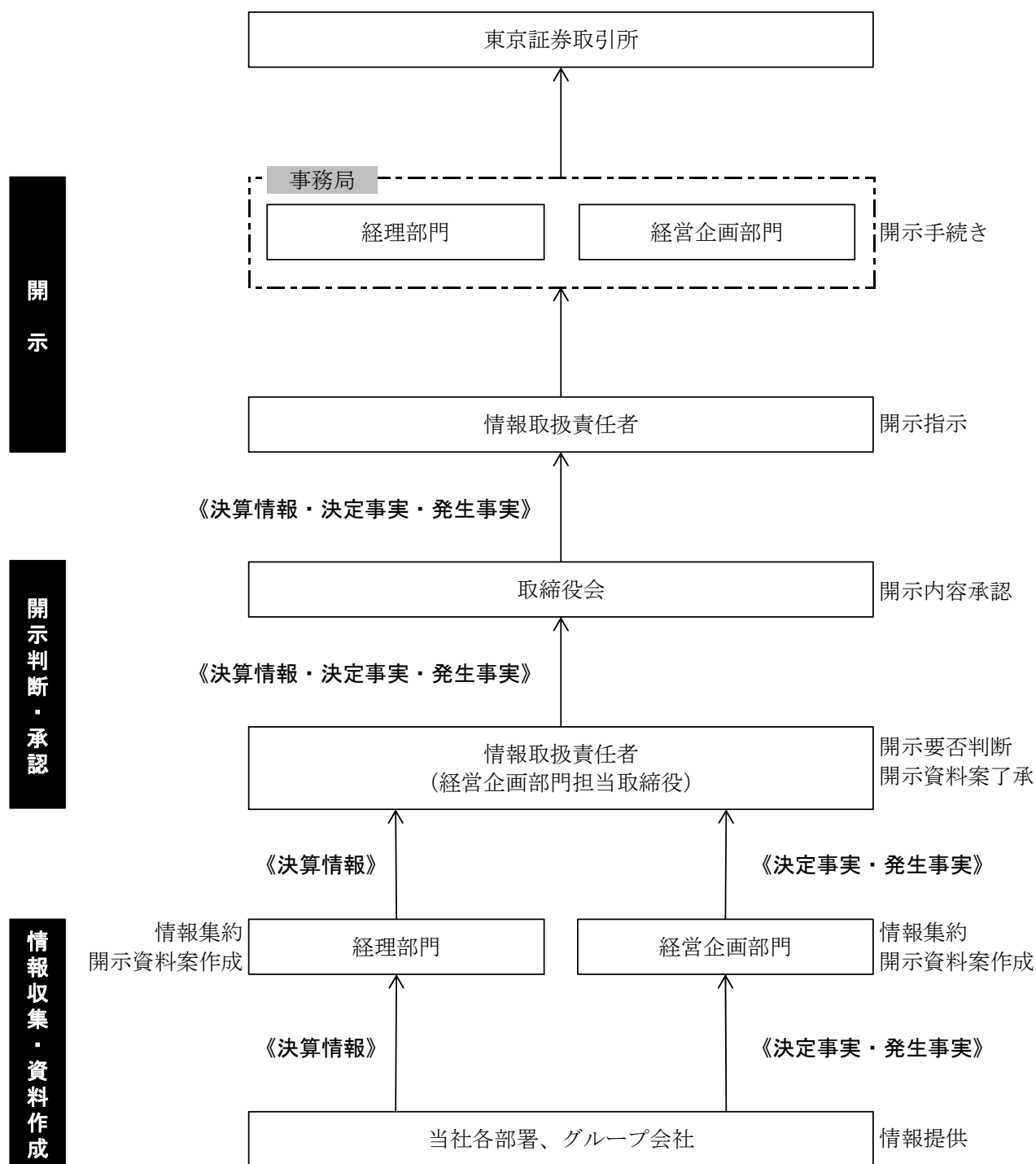
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】



※ 発生事実、フェア・ディスクロージャー・ルールに基づく開示等、緊急で開示する必要がある場合は、情報取扱責任者（経営企画部門担当取締役）が承認し取締役社長の確認を経て、開示することがある。開示後、取締役会において報告を行う。